

第1回 昭島市男女共同参画プラン審議会会議録

1. 開催日時 平成21年12月1日(火) 開会 午後6時30分
閉会 午後8時00分
2. 場所 昭島市役所3階 庁議室
3. 出席者 会長 藤原 千賀
副会長 柴田 邦臣
委員 生山 龍子 石井 登志枝 岩崎 幸治 江本 雅子 加藤 教子
熊崎 真智子 幸田 義康 嶋田 敦子 平野 博典 吉崎 弘子
- 昭島市長 北川 穰一
- 事務局 企画部長 日下 直喜
企画政策室長 早川 修
企画政策室男女共同参画担当 宮川 美佐子 池和田 由美子

4. 議題

市長挨拶
委嘱状交付
会長・副会長選出
諮問

審議事項

1. 今後の進め方
 - (1) 会議の運営について
 - (2) 「あきしまジェス21 昭島市男女共同参画プラン」改訂の趣旨
 - (3) 策定スケジュール

5. 会議の結果

【市長挨拶】

皆様こんばんは。早いもので平成21年も後1か月になりました。今年も、毎年恒例となっております1階市民ロビーにおいて、拝島高校美術部の生徒さんによる巨大貼り絵の展示をさせていただいております。ジャン・フランソワ・ミレーの「羊飼いの少女」の絵を貼り絵にしたもので、毎年こういった貼り絵の展示をし、市民の皆様にご覧いただいております。力作となっておりますので、是非ご鑑賞いただければと思います。

さて、日頃より皆様方におきましては、市政運営に格段のご理解協力をいただきまして、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。また、この度は、昭島市の男女共同参画プラン審議会委員をお引き受けいただくとともに、本日、大変お忙しい中、第一回の審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、1975年の国際婦人年を契機といたしまして、女性の地位向上の取り組みが世界的な広がりを示して以来、我が国におきましても、男女平等の実現に向けました様々な取り組みがなされてまいりました。国におきましては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定をされてから、本年はちょうど10年の節目の年にあたり、新たな男女共同参画社会に向けた取組や情報の発信がなされてきております。

本市におきましても、平成6年に「昭島市女性プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた、様々な施策を展開してまいりました。このプランの計画が終了しました平成13年3月には、新たな計画として「あきしまジェス21」を銘打った昭島市男女共同参画プランを策定して、今日まで引き続いて着実な歩みを進めて参っているところであります。また、この間、平成15年1月1日には、女性も男性も自分の意思で社会に参画し、支え合い、喜びも責任も分かち合う、そんな社会を創っていきたい、生活に密着した地域社会から男女共同参画が進むようにとの願いをこめ、「昭島市男女共同参画都市」を宣言いたしましたところでございます。

こうしたなか、現行のプランの計画期間が平成22年度をもって満了いたします。急速な少子高齢化に加え、団塊の世代の方たちが一斉に定年を迎えてまいりました今日、活力ある豊かで明るい地域社会を創造していくためにも、男女の区別なく誰もが自らの能力を、あらゆる場において心おきなく発揮できる環境づくりが、大変重要な課題であると考えております。

社会経済状況が大きく変化をしてきている今日、女性の社会参加は進んでまいりましたが、反面、就職や賃金に男女格差があったり、男性が家庭的責任を担えない労働環境から子育てや介護は女性に負うところが大きいといった現状もございます。市といたしましてはこうした現実もふまえながら、これからの昭島市にふさわしい、男女がともに互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成が促進されるよう、平成23年度からの10年間にける新たなプランを策定し、施策を展開して参りたいと考えております。

本審議会にはこの新たなプラン策定に向け、その基本的な考え方と施策の在り方につきまして諮問をさせていただきますので、様々な視点から十分ご審議を賜り、ご答申をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、これから来年にかけ概ね1年近くの審議会になろうかと存じます。お忙しい中、大変なお願いを申しあげ恐縮に存じますが、本審議会での皆様の活発なご議論をいただきますことを重ねてお願いを申しあげまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

【委嘱状交付】

【委員自己紹介】

【事務局紹介】

【会長・副会長選出】

会長に藤原千賀氏、副会長に柴田邦臣氏を選出。

【諮問】

北川市長

(北川市長より諮問)

21 企企指第156号 昭島市男女共同参画プラン審議会

昭島市男女共同参画プラン審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成21年12月1日 昭島市長 北川 穰一 諮問第1号 男女共同参画プランの策定に向けての基本的な考え方と施策の在り方について 以上諮問いたしますので、よろしくお願いいたします。

会長

続きまして、日程第4今後の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

では、ここで本日お配りしました資料について、ご確認をお願いいたします。審議会の次第以降、改訂の趣旨の資料1、策定スケジュールの資料2。以下、参考資料といたしまして、「昭島市男女共同参画プラン審議会条例 昭島市男女共同参画プラン審議会委員名簿 昭島市男女共同参画都市宣言、あきしまジェス21 - 昭島市男女共同参画プラン 男女平等に関する市民意識・実態調査報告書 第四次昭島市総合基本計画 第五次昭島市基本構想素案 昭島市男女共同参画推進委員会報告（第一期、第二期、第三期） 昭島市男女共同参画推進委員会報告連記表となっております。以上にわたり、大変恐縮ですが、足りないものがあれば、申し出をお願いいたします。

それでは、着席のままで進めさせていただいてよろしいでしょうか。今後の進め方についてですが、（1）会議の運営についてご説明させていただきます。この会議につきましては、条例にあるように会議は原則公開で臨みたいと思っております。市民に情報を公開し、市民と協働して取り組むことが重要と考えております。会議の日程につきましても、事前に広報やホームページでお知らせをしたいと存じております。審議会で審議いただいた議事録につきましても議事録を作成しホームページでも公開していこうと考えていますので、あらかじめご了承ください。

会議の運営について、原則公開、議事録についても公開という点について、委員にはかっていたいただければと思います。

会長

今事務局よりご説明がありましたように、事前に広報、ホームページで会議の日程を知らせることと、会議録の公開、傍聴ができるということ、発言は議事録をとりホームページでも公開するということが提案されましたが、ご了承いただけますか。

* 全員異議なし

会長

それでは、ご了承いただけたということで次に進めさせていただきたいと思えます。「昭島市ジェス21 昭島市男女共同参画プラン」の改定の趣旨ということで、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、改定の趣旨についてご説明させていただきます。資料の1を参考にしてください。現行のプランが22年度で満了を迎え、新プランを策定するにあたり市長より諮問がありましたが、この審議会では基本的な部分を審議していただきたいと思っています。前回のプランが今から9年前の平成12年に作成されたものであり、社会経済情勢が著しく変化してきているなか、今日の状況をとらえ、何を求められてきているのかということについて、議論の糸口として概略を説明させていただきたいと思えます。

昭島市の女性施策につきましては、平成6年に作成した「女性プラン」を引き継ぎ、平成13年に「あきしまジェス21 昭島市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に努めております。次期プランは、現在の進捗状況を踏まえて、また今日の状況を反映させてのプランとなりますが、審議会では、これらを踏まえて、昭島市の実情に則して、男女共同参画の施策のあり方、その基本的考え方について、審議していただきたいと思っています。

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会と言われております。少子高齢化が進むなか、これまでの男性中心の労働から、男女が共に経済活動に関わっていくことは社会の要請でもあり、今後、ますます重要になってきています。これからの社会経済の変化に適切に対応するためにも、従来の価値観の転換

をはかり、男女共同参画社会の実現が時代の要請でもあり、今日の課題であります。

こうした時代背景の中で第3次のプランを作成するのですが、基本的には本市がこれまで取り組んできたプランも踏まえて、基本的な幹の部分には変化がない、理念的のところはこれまでやってきた取り組み、掲げてきた目標については、継承しつつ時代の変化の新しい状況を盛り込んでいきたいと思っています。また、プランの位置づけとしては、現在策定中の第5次総合基本計画の部門計画として位置づけるものです。このため、プランの計画期間としては総合基本計画と合わせて平成23年度から32年度までの10年間と考えています。

男女共同参画の実現は、法律上、制度上の共同参画だけではなく、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で共同参画を実現することです。女性の社会進出が進む中、職場や家庭、地域においては依然として従来の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや子育てや介護への男性の参画、政策・方針決定過程及び経済活動への女性の参画が十分進んでいるとはいえない状況にあります。

また、これまでのプランに加えて新たな課題として、配偶者等からの暴力防止に対する取り組みの強化、女性のチャレンジ支援の必要性、働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、推進しなければならない課題が多く残されています。こうした現状を踏まえて、これまでの取り組みを継承しつつも、社会経済情勢の変化によって新しい施策の方向性等を審議していきたいと考えています。

なお、次期プラン策定については、昭島市男女共同参画推進委員会で検証した提言の整理、本年6月に実施した男女平等に関する意識調査、今後予定しているパブリックコメントの実施などによる市民の意見も参考にしたいと考えています。

昭島市における男女共同参画の現状と課題については、今後プランを策定していくにあたり、現状と課題を整理していくのが大切だと考えています。男女共同参画推進委員会の方から3期までの報告をいただいておりますが、第3期の推進委員会の報告については事業の進捗状況、過去の提言・課題に対して実施状況を分析し、次期プラン策定にむけての残された課題についても提言されています。今後プラン策定にあたり、参考にしていきたい。

計画の基本理念については、「あきしまジェス21」の10・11ページに記載されています。今回もこの基本理念を元に体系施策を考えていきたいと思っております。14ページには現在の計画の体系が記載されています。今後審議会においては、目標と施策の方向について十分に審議していただきたいと思っております。現プランが策定されてから期間も経過しています。大綱、施策事業の整理・見直しが必要と考えっております。また、事業数も非常に多くあるため見直しをしていきたいと思っております。

策定の趣旨ポイントがつかみづらいところもあると思っておりますので、一度説明をここで終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。今までの事務局の説明で質問等ありますか。

*質問等なし

会長

それでは、今後のスケジュール案について事務局よりお願いします。

事務局

それでは、今後の策定スケジュールについて説明させていただきます。資料2をご覧ください。審議会につきましては、1月～9月にかけて、毎月1回程度会議を開催し、8月頃には素案をまとめていく日程で考えています。また、プラン策定にあたり市民の意見を聞く機会をもうけようと考え、学

習会を6月頃に実施する予定でいます。この学習会については、男女共同参画プランについての講演会と市民の意見交換会と考えております。そして、プランの素案がまとめられた時点でパブリックコメントの実施を考えています。その後、最終の答申案をまとめ、市長へ答申という日程で考えています。

会長

審議会のスケジュールに関して質問はありますか。

委員

理念についてですが、現行のプランの理念を尊重するとのことでしたが、スケジュール案の中には基本理念の検討とあります。尊重していくのか、検討していくのかを明らかにして欲しい。基本理念をしっかり立てていかないと、その後がおかしくなってくるのではないだろうか。理念の尊重ではなく、理念の検討の方が正しいと思う。

会長

今のご意見について、事務局からどうぞ。

事務局

今のご指摘のとおりです。説明の言葉が不足恐縮でございます。先ほど説明させていただいたのが、現行のプランの基本理念でしたが、現行の基本理念の良いところは次期プランにも引き継ぎたいという思いもあります。しかし、スケジュール案にもありますとおり、基本理念も検討いただきそれから実際の計画に移っていくということになると考えています。

会長

基本理念から検討していくということによろしいでしょうか。第3次プランということで、新しいものを作っていくわけですから、基本理念のところから検討しくということによろしいと思いますので、その方向でよろしいでしょうか。

* 異議なし

会長

それでは、現行の「あきしまジェス21」を踏まえた形で、あまり変化がないこともありうと思いますが、基本理念の部分から検討していくということにしたいと思います。

会長

他に何か質問はありますか。

* 質問なし

会長

それでは、次回の審議会の日程を決定したいと思います。

* 検討

会長

今回、第2回男女共同参画プラン審議会は、平成22年1月22日金曜日、午後6時30分より開催いたします。他に何かありますか。

委員

今回は、基本理念の検討ということですが、資料が多いので、どこの部分を読んでどんなことを考えてくればよいのか教えていただきたい。

事務局

今回、男女共同参画推進委員会の報告書の最後に、それぞれの提言があります。それに目を通していただいて、今後の課題の整理について考えてきていただきたいと思います。

事務局

先ほど、基本理念について話がありましたが、会長に諮問をしたわけですから、全般に渡って審議会では論議していただきたいと思います。施策を考えていく上では、委員の言うとおり、基本理念は大事な幹になります。事務局が先ほどから説明をしているのは、現行の計画でのことであり、それ以前のプランでの基本理念があります。ですから、基本理念の議論の中には、本市の考え方や流れというものも踏まえながら、10年経った大きな社会の変化と照らし合わせ、ご意見をいただきたいと思います。あまり、重く考えるのではなく、委員の方が社会生活の中でご経験されていることを思いながら次回議論していただければ、大変いい会議になると考えています。

会長

しかし、スケジュール的には時間もあまりありませんので、どんどん進めていかなければならないと思っています。基本理念については、「あきしまジェス21」の10ページに、15ページに計画の体系、施策をどこに落とし込んでいるかというところを議論していきたいと思っています。1回では、終わらないと思いますが、15ページぐらいまでのところでご意見をお伺いしたいと思っています。

委員

今までの女性プランがベースになって今現在の基本理念ができあがっているはずですが、そのプランの元は法律ですから、法律がわかっていないと基本理念のだしようがないのではないかと。何がしたいのかわからないものは、理念ではないと思う。施策が見えるようになっていないといけないのではないかと。

会長

法律に関してですが、「ジェス21」の89ページに「男女共同参画社会基本法」が記載されています。国では、第3条から第7条までを基本理念としています。その辺のところと昭島市の基本理念とを付け合わせて合っているか、さらにその後の体系として目標があっているかというところに議論をもっていけばよいのではないかと考えています。法律の部分も目を通していただきながら、昭島市の基本理念について考えていきたいと思っています。

会長

これで、「第1回昭島市男女共同参画プラン審議会」を終了いたします。お疲れ様でした。